

# 小鹿野町太陽光発電施設の適正な設置に関するガイドライン制定のお知らせ

町では、建物以外に設置する太陽光発電施設について、事業者の皆様にも適正な事業の実施をお願いしています。つきましては、下記内容を参照いただき、近隣住民等の理解を得た、地域の生活環境や自然環境、景観等に調和した事業の実施に努めていただくようお願いいたします。

## ガイドラインの規定の対象

ガイドラインの対象地域は町内全体であり、平成 29 年 8 月 16 日以降に着工する以下の太陽光発電施設を設置する者が対象となります。

○定格出力 10 キロワット以上の太陽光発電施設（建物に設置するものは除く）

⇒ガイドラインの適用となり、設置に際して配慮事項があります。

○定格出力 50 キロワット以上の太陽光発電施設（建物に設置するものは除く）

⇒ガイドラインの適用となり、町へ届出が必要です。

※なお、同一の事業者が複数の太陽光発電施設を近接して設置する等、実質的に一つの場所へ設置していると認められる場合は、それらを一つの施設とみなします。よって、それらの施設の合計定格出力が 50 キロワット以上になる場合は、ガイドラインの規定が適用となります。

## ガイドラインの内容

○設置を避けるべき区域の規定

災害防止、自然環境、生活環境、景観等の保全の観点から、太陽光発電施設の設置を避けるべき区域を規定しています。

○事業者が配慮すべき事項の規定

適正な発電事業を実施していただくために、設置事業について配慮をお願いする事項を規定しています。

○届出等の規定

50 キロワット以上の太陽光発電施設を設置する場合には、着工する 30 日前までに町へ届出が必要です。なお、届出をする前に住民説明会などを実施して近隣住民等への周知が必要です。

○関係法令に基づく各種手続き項目

太陽光発電施設の設置に際して、発生すると想定される手続きを記載しています。

また、発電施設の規模に関わらず法令の規制に該当する場合がありますのでご注意ください。

## 提出・問合せ先

小鹿野町役場住民課 TEL0494-75-4170